平成２２年（フ）第７１４号
堺市西区鳳北町６丁356番地
債務者　三室　　勝
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
香川県高松市松縄町1124番地４
債務者　山口　安子（旧姓松川）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１６２号
香川県高松市松縄町1124番地４
債務者　山口　知美
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７３号
新潟県胎内市村松浜1239番地
債務者　鈴木　博文
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第７４号
新潟県新発田市豊町４丁目１番18号　クイーンズハイツＤ―１
債務者　長谷川ナツ子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第８７号
新潟県岩船郡粟島浦村1102番地１
債務者　松浦　　仁
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第５７号
兵庫県西脇市比延町612番地
債務者　衣笠　美保
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第５６号
和歌山県岩出市安上515番地の７
債務者　河原　勝美
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７４号
和歌山県岩出市西国分230―１　ジョイコート西国分３Ｂ、住民票上の住所和歌山市小倉402番地の９
債務者　平　　薫
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２５４号
和歌山市松島３―11、住民票上の住所大阪府東大阪市加納１丁目８番18号　オオニシハイツ302号
債務者　中村　淳彦
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２７０号
和歌山県紀の川市貴志川町長山277番地５
県営住宅９棟２階155号
債務者　桑水流祐子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２７５号
和歌山市西浜３丁目７番60号
債務者　川村　幸恵（旧姓奥田）
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２９２号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字西渋田28番地
債務者　松浦　美鈴
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３１８号
和歌山市古屋422番地の18
債務者　後藤　英樹
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３１９号
和歌山市古屋422番地の18
債務者　後藤　美穂
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３２４号
和歌山市紀三井寺１番地の310
債務者　小畑　晴美
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３３１号
和歌山県橋本市東家905　紀之川寮悠久の郷、住民票上の住所大阪市中央区龍造寺町３番９号
債務者　川瀬　隆史
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係